

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

大阪府人事委員会



大人委第2005号
令和5年10月11日

大阪府議会議長 久谷 眞敬 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府人事委員会委員長 松本 岳

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

第1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定	1
1 本年の職員給与と民間給与の実態	1
(1) 職員給与	
(2) 民間給与	
2 職員給与と民間給与との比較	4
(1) 月例給	
(2) 特別給	
3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究	5
4 本府職員の給与を取り巻く情勢	6
(1) 賃金・雇用情勢	
(2) 物価・生計費	
(3) 国家公務員の給与等	
5 本年の給与の改定等	8
(1) 月例給	
(2) 特別給	
(3) 初任給調整手当	
(4) 在宅勤務等手当	
第2 勧告	12
1 改定の内容	12
(1) 給料表	
(2) 期末・勤勉手当	
(3) 初任給調整手当	
(4) 在宅勤務等手当の新設	
2 改定の実施時期	13
第3 意見	39
1 給与勧告の意義とあるべき給与	40
2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み	41
(1) 人材の確保	
(2) 人材の育成	
(3) 人事評価制度とその活用	
3 働きやすい職場環境の構築	45
(1) 長時間労働の是正	
(2) 柔軟な働き方の更なる推進	
(3) メンタルヘルス対策	
(4) ハラスメントのない職場環境づくり	
結語	49
参考資料	

第 1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の職員給与と民間給与の実態

(1) 職員給与

本委員会は、「令和 5 年職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。以下「職員」という。）の本年 4 月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

ア 平均給与（月例給）

調査時点（本年 4 月 1 日）において、民間給与と比較する行政職給料表適用職員（10,922 人、平均年齢 40.4 歳）の平均給与月額は 371,226 円であり、組織の新陳代謝の影響等により、昨年 4 月と比べ 1,037 円減少した。

（参考資料 1 職員給与 第 1 表）

イ 期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、6 月と 12 月の 2 回に分けて支給され、各支給期の支給割合は、期末手当が 1.20 月分（特定管理職員は 1.00 月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が 1.00 月分（特定管理職員は 1.20 月分）であり、年間平均支給割合は、4.40 月分（定年前再任用短時間勤務職員、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）である。

（参考資料 1 職員給与 第 12 表）

(2) 民間給与

ア 調査の概要

本委員会は、職員給与を民間給与と比較検討するため、人事院並びに都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模が 50 人以上かつ事業所規模が 50 人以上である府内の民間事業所 4,739（母集団事業所）のうち、層化無作為抽出法によって抽出した 689 事業所を対象に「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施し、民間事業所の協力のもと、518 事業所の調査を完了した（完了率 76.5%）。

この調査では、公務に類似すると認められる事務・技術関係 22 職種及び

研究員、医師等 54 職種について、本年 4 月分の給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を従業員単位で調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における特別給の支給状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの支給実績についても調査している。

(注) 調査完了率は、調査対象事業所のうち、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した 12 事業所を除く 677 事業所に占める調査完了事業所の割合である。

(参考資料 2 民間給与)

イ 調査結果

(7) 初任給

初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒が 219,584 円、高校卒が 181,082 円であった。新規学卒者を採用した事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 61.4% (昨年 47.2%)、高校卒で 67.4% (同 60.7%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 38.0% (同 52.5%)、高校卒で 32.6% (同 39.3%) となっている。

(表 1) 【学歴別、企業規模別初任給 (事務・技術関係職種)】

学歴・項目		企業規模				
		規模計	500 人以上	100~499 人	50~99 人	
大学卒	初任給 (円)	219,584	223,668	212,138	213,402	
	改定状況 (%)	増額	61.4 (47.2)	68.5 (52.2)	47.1 (44.1)	56.4 (30.9)
		据置き	38.0 (52.5)	30.5 (47.3)	52.9 (55.9)	43.6 (69.1)
		減額	0.6 (0.3)	1.0 (0.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
高校卒	初任給 (円)	181,082	181,097	181,725	178,947	
	改定状況 (%)	増額	67.4 (60.7)	79.9 (74.1)	40.7 (50.5)	92.7 (56.9)
		据置き	32.6 (39.3)	20.1 (25.9)	59.3 (49.5)	7.3 (43.1)
		減額	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

(注) 1 改定状況は新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。
 2 改定状況はそれぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。
 3 () 内は前年の数値である (以下表 2 及び表 3 について同じ)。

(イ) 給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 55.7%（昨年 44.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0.3%（同 0.0%）となっている。

（表 2）【民間における給与改定の状況】（単位：%）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベース改定 中止	ベースダウン 実施	ベース改定 慣行なし
係 員	55.7 (44.2)	4.1 (10.1)	0.3 (0.0)	39.9 (45.7)
課 長 級	44.4 (31.6)	6.9 (10.5)	0.0 (0.0)	48.7 (57.9)

（注） 1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く。
2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 86.7%（同 87.3%）で、昨年に比べて昇給額を増額した事業所は 37.3%（同 32.6%）、減額した事業所は 2.4%（同 2.2%）、定期昇給を停止した事業所の割合は 0.8%（同 0.5%）となっている。

（表 3）【民間における定期昇給の実施状況】（単位：%）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
係 員	87.5 (87.8)	86.7 (87.3)	37.3 (32.6)	2.4 (2.2)	47.0 (52.4)	0.8 (0.5)	12.5 (12.2)
課長級	76.8 (76.1)	76.1 (74.6)	32.7 (24.3)	2.5 (1.8)	40.9 (48.6)	0.8 (1.5)	23.2 (23.9)

（注） 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く。
2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない又は構成比の合計が一致しない場合もある。

このように、一般の従業員（係員）について、8割以上の事業所が定期昇給を実施していることに加え、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合も増加していることから、人材確保上の必要性等を踏まえた相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

(ウ) 在宅勤務関連手当

在宅勤務を実施する事業所のうち、当該勤務者に対して在宅勤務関連手当を支給している事業所は 31.2%で、調査を開始した令和 3 年から 4.9 ポイント増加しており、民間において在宅勤務関連手当の導入が進

んでいる状況にある。

また、在宅勤務関連手当を支給する事業所のうち、光熱費等への配慮を支給目的とする事業所の支給額については、月額 2,001 円から 3,000 円を支給する事業所が最も多く、1 か月の在宅勤務の実施日数を支給要件とする事業所における平均実施日数は 10.2 日となっている。

(表 4) 【在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況】 (単位：%)

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
62.0	(31.2)	(68.8)	38.0

(表 5) 【在宅勤務関連手当の月額支給の状況】 (単位：%)

支給目的	月額 ～ 1,000 円	1,001 円～ 2,000 円	2,001 円～ 3,000 円	3,001 円～ 4,000 円	4,001 円～ 5,000 円	5,001 円 ～
光熱費の負担増への配慮	17.5	10.8	45.4	3.6	16.2	6.5
通信費の負担増への配慮	18.0	7.8	50.0	3.8	13.7	6.9
在宅勤務の環境整備	15.1	8.2	46.4	4.0	19.2	7.2

(注) 在宅勤務関連手当を支給する事業所のうち、各支給目的について回答のあった事業所を 100 とした割合である (複数回答あり)。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較を、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて行っており、職員にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴が同じ者同士の 4 月分給与をラスパイレズ方式で比較し較差を算定してきている。

本年は、職員給与が 371,215 円、民間給与が 375,706 円となり、職員給与が民間給与を 4,491 円 (1.21%) 下回っていた。

(表6) 【職員給与と民間給与の較差】

民間給与 A	職員給与 B	較差 A - B
375,706 円	371,215 円	
きまって支給する給与 (時間外手当、通勤手当を除く)	<内訳> 給料の月額 (調整額含む) 313,335 円 管理職手当 5,237 円 扶養手当 6,782 円 地域手当 38,398 円 住居手当 7,359 円 初任給調整手当 71 円 単身赴任手当 (基礎額) 33 円	4,491 円 (1.21%)

(注) 1 民間給与の「きまって支給する給与」は、本年の職種別民間給与実態調査において名称によらず月ごとに支給される全ての給与をいう。

2 職員給与の「管理職手当」は「職員の管理職手当の特例に関する条例」による減額措置前の額である。また、「単身赴任手当」は交通距離に応じた加算額を除いた基礎額のみ額である。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較したうえで、0.05 月単位で改定の勧告を行ってきている。昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間で支払われた特別給は、平均所定内給与月額 の 4.52 月分であり、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が 4.40 月分であることから、民間の支給割合を 0.12 月分下回っていた。

(参考資料 1 職員給与 第 12 表、2 民間給与 第 19 表)

3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究

本府では、大阪府職員基本条例 (平成 24 年大阪府条例第 86 号) において、人事委員会は直近の賃金構造基本統計調査 (以下「賃金センサス」という。) 等を参考として活用するものとされていることを踏まえ、本委員会は、直近 3 か年の賃金センサスの調査結果を用いて、一般的な給与決定要素と考えられる役職段階や年齢等に応じた民間給与の状況を確認している。本年の結果は以下のとおりである。

まず、役職段階に着目し、企業規模別の給与水準を確認したところ、所定内給与額の上位 25% から下位 25% までの範囲について、係長級及び非役職では、本府と民間はおおむね均衡しているが、部長級及び課長級では、企業規模 5,000 人以上を除く全ての規模において本府が民間を上回っていた。また、平

均年齢についても、部長級及び課長級では、本府が民間よりも高い状況であった。

さらに、本府及び民間それぞれについて、役職段階ごとに、在職者が最も多い年齢・勤続年数を確認したところ、非役職を除く全ての役職段階において本府が民間を上回っていた。

これらのことから、民間の管理職への昇任スピードが早く、その平均年齢も低いことが一因となり、部長級及び課長級において、本府と民間との給与水準に差が生じたものと考えられる。

なお、賃金センサスは、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることや、前年分の月例給についての調査結果であるなど、「職種別民間給与実態調査」に比べ精確性の観点で課題があることに留意のうえ、本年の給与勧告にあたっては、前述した民間給与の状況を参考にしつつ検討を行った。

(参考資料 3 賃金構造基本統計調査)

4 本府職員の給与を取り巻く情勢

(1) 賃金・雇用情勢

大阪府総務部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」による本年4月の府内民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べて0.5%増加しており、厚生労働省の調査による本年4月の大阪府における有効求人倍率は、昨年4月に比べて0.15ポイント上昇していた。

(表7) 【賃金・雇用に関する指標】

		年度平均		令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 4月
		令和3年度	令和4年度			
きまって支給 する給与	金額(千円)	298.3	304.4	301.5	306.9	307.1
	前年比(%)	1.0	2.0	2.1	1.8	0.0
うち 所定内給与	金額(千円)	276.0	280.7	278.4	282.7	284.3
	前年比(%)	0.4	1.7	1.5	1.6	0.5
有効求人倍率	倍率(倍)	1.14	1.27	1.12	1.18	1.33

(注) 1 「きまって支給する給与」及び「うち所定内給与」は、毎月勤労統計調査(厚生労働省)における事業所規模30人以上の調査産業計の数値であり、年度平均は暦年の平均値である。
2 「有効求人倍率」について、年度の数値は原数値、各年4月の数値は季節調整値である。

(2) 物価・生計費

総務省統計局の調査による本年4月の大阪市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて3.9%上昇しており、総務省統計局の家計調査の結果を基に、人事院と同様の方法で本委員会が算定した本年4月の大阪市における標準生計費は、2人世帯136,690円、3人世帯188,730円、4人世帯240,790円、5人世帯292,850円であった。

(表8) 【物価・家計に関する指標】

		年度平均		令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 4月
		令和3年度	令和4年度			
消費者物価指数	前年比(%)	△ 0.2	3.4	△ 1.5	2.4	3.9
消費支出	金額(千円)	268.0	290.1	304.1	276.3	381.1
	前年比(%)	△ 3.2	8.2	19.9	△ 9.1	38.0

(注) 「消費支出」は、勤労者世帯かつ農林漁家世帯を含む数値である。

(参考資料 4 生計費)

(3) 国家公務員の給与等

ア 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて民間給与との較差3,869円(0.96%)に基づく給与改定として俸給表の平均1.1%の引上げと、民間の支給状況等を踏まえた特別給の引上げ(期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分)について勧告を行った。勧告の概要は、参考資料「6 人事院勧告の概要」に示すとおりである。

イ 国家公務員との均衡

地方公務員法において、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることとされている(均衡の原則)。令和4年4月1日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本給を比較対象としたラスパイレス指数では国家公務員の水準を上回るが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では、国家公務員の水準を下回っている状況にある。

(表9) 【職員と国家公務員との給与水準の比較】

項目	令和3年4月	令和4年4月
ラスパイレス指数	100.9	100.7
地域手当補正後ラスパイレス指数	99.4	99.2

- (注) 1 上記指数は、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給の月額と本府の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴、経験年数別のラスパイレス方式により国を100として比較したものである。
- 2 地域手当補正後ラスパイレス指数は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものである。

また、本年の人事院勧告では、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、行政職俸給表(一)適用職員について所要の改定をすることとしており、この改定が実施された場合、大阪市域に在勤する国家公務員について、一般職試験(大卒程度)に係る初任給(俸給及び地域手当)は227,592円、一般職試験(高卒者)に係る初任給は193,256円になると見込まれる。

(表10) 【職員と国家公務員との初任給の比較】

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	190,300円	11.8%	212,755円	157,500円	11.8%	176,085円
国 (現行)	185,200円	16.0%	214,832円	154,600円	16.0%	179,336円
国 (改定後)	196,200円	16.0%	227,592円	166,600円	16.0%	193,256円

- (注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。
- 2 現行の給料月額、俸給月額及び地域手当支給割合は、本年4月1日時点のものである。

5 本年の給与の改定等

職員の給与の決定条件に関する調査等の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果、下記のとおり改定することが適当であると判断した。

(1) 月例給

前記2(1)のとおり、本年4月時点の職員給与が民間給与を4,491円(1.21%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及し

て実施する必要がある。

月例給の改定にあたっては、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いて、基本給である給料を引き上げることとする。

ア 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均 1.29%の引上げ改定を行う。

(7) 初任給

本府における一般行政職採用試験の状況を見ると、競争倍率は、過去15倍程度で推移していたが、近年は大学卒程度区分でおおむね5倍程度と低下傾向にある。また、受験者の多くが国家公務員などを併願している状況にあることから、初任給の引上げにあたっては、国家公務員など公務間の人材獲得競争の観点等を踏まえる必要がある。

このような状況や、前記1(2)で示す民間の初任給の動向及び前記4(3)で示す国家公務員の初任給に係る改定内容等を踏まえ、本年の人事院勧告による改定後の大阪市域に在勤する国家公務員一般職の初任給を目安として、行政職給料表の初任給に係る号給の給料月額について、大学卒程度を13,000円、高校卒程度を14,000円、それぞれ引き上げることとする。

(表11) 【職員と国家公務員との改定後の初任給の比較】

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	190,300円	11.8%	212,755円	157,500円	11.8%	176,085円
府 (改定後)	203,300円	11.8%	227,289円	171,500円	11.8%	191,737円
国 (改定後)	196,200円	16.0%	227,592円	166,600円	16.0%	193,256円

(注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。

2 現行の給料月額及び地域手当支給割合は、本年4月1日時点のものである。

(イ) 初任給以外

本府の行政職給料表と国家公務員の行政職俸給表(一)の給料カーブを比較すると、20歳台半ばの職員が在職する号給の給料月額は、当該号給に対応する国家公務員の行政職俸給表(一)の号俸の俸給月額を下回る状況にある一方、30歳台後半の職員が在職する号給以降の給料月額は、上回る状況にある。

(参考資料 1 職員給与(参考))

これらの状況や賃金センサスの分析内容等を踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号給においては、13,000円から10,400円まで、20歳台後半から30歳台後半までは、9,800円から600円まで改定額を逡減させながら引き上げることとし、30歳台後半以降については、一律500円引き上げることとする。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。

(2) 特別給

前記2(2)のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.12月分下回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が4.40月分となっている職員の期末・勤勉手当を0.10月分引き上げ、年間4.50月分とする。

引上げ分の配分にあたっては、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の取扱い等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるように定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び指定職給料表適用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給割合を引き上げることとする。

(3) 初任給調整手当

人事院勧告では、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することとしている。

本府においても、これまで国の改定に準じることを基本としてきた経過を踏まえ、人事院勧告と同様に医師等の初任給調整手当を改定することとする。

(4) 在宅勤務等手当

人事院勧告では、民間企業における在宅勤務関連手当の導入状況等を踏ま

え、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、令和6年4月1日から、在宅勤務等手当を新設し、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対し、月額3,000円を支給することとしている。また、当該手当を支給される職員については、通勤手当に関し交代制勤務に従事する職員等に準じた所要の措置を講ずるよう併せて勧告している。

任命権者においては、庁内外で使用可能な職員端末機へ令和5年度から順次更新する予定であるなど、在宅勤務をはじめとしたテレワークを推進していく方針であることや、前記1(2)のとおり、民間企業において在宅勤務関連手当の導入が進んでいる状況にあることなどから、人事院勧告に準じて在宅勤務等手当を新設することとする。

第2 勧告

職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年大阪府条例第70号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 改定の内容

(1) 給料表

- ア 職員の給与に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末・勤勉手当

- ア イ、ウ及びエ以外の職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。
- イ 特定管理職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。
- ウ 指定職給料表の適用を受ける職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

エ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

(3) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を251,700円に引き上げること。

(4) 在宅勤務等手当の新設

ア 新たに在宅勤務等手当を設け、住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、人事委員会規則で定める期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給すること。

イ 在宅勤務等手当の支給月額は、3,000円とすること。

ウ 在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、(4)については令和6年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	240,600	267,300	346,000	385,300	440,900	511,300	569,700
	2	163,700	242,500	268,600	348,300	387,800	443,200		
	3	164,900	244,100	270,100	350,500	390,500	445,300		
	4	166,000	245,600	271,600	352,900	393,000	447,500		
	5	167,100	246,900	272,900	355,200	395,600	449,100		
	6	168,200	248,200	274,700	357,500	398,300	450,900		
	7	169,300	249,500	276,400	359,600	401,100	452,800		
	8	170,400	251,000	278,200	361,900	403,800	454,800		
	9	171,500	252,100	280,000	364,100	406,200	456,700		
	10	172,900	253,200	281,800	366,300	408,600	458,400		
	11	174,200	254,700	283,400	368,400	410,900	459,900		
	12	175,500	256,000	285,300	370,600	413,200	461,700		
	13	176,600	257,200	287,100	372,700	415,300	463,000		
	14	178,100	258,600	288,900	374,900	417,300	464,500		
	15	179,600	259,800	290,600	377,000	419,200	465,900		
	16	181,100	261,200	292,500	379,200	421,200	467,400		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	17	182,100	262,100	294,400	381,500	423,100	468,700		
	18	183,500	263,700	296,400	383,700	425,000	470,000		
	19	184,800	265,200	298,400	385,800	426,800	471,200		
	20	186,200	266,700	300,500	388,000	428,700	472,200		
	21	187,300	268,200	302,500	390,000	430,500	473,000		
	22	190,000	269,700	304,600	391,700	432,100	473,500		
	23	192,400	271,000	306,600	393,300	433,600	473,900		
	24	194,900	272,600	308,700	395,000	435,200	474,300		
	25	197,400	274,100	310,900	396,700	436,700	474,500		
	26	199,000	275,700	312,900	398,200	438,000	474,900		
	27	200,500	277,100	314,900	399,800	439,300	475,300		
	28	202,000	278,800	316,900	401,400	440,600	475,800		
	29	203,300	280,200	318,800	402,800	441,700	476,400		
	30	204,300	281,900	320,900	404,000	443,000	476,800		
	31	205,300	283,600	323,000	405,100	444,200	477,200		
	32	206,300	285,300	325,100	406,300	445,500	477,600		
	33	207,300	287,000	327,100	407,400	446,400	478,100		
	34	208,300	288,800	329,300	408,600	447,200	478,400		
	35	209,900	290,500	331,300	409,800	447,800	478,800		
	36	211,500	292,300	333,400	411,000	448,300	479,200		
	37	212,500	293,700	335,200	411,900	448,700	479,500		
	38	214,000	295,400	337,300	412,600	449,200	479,900		
	39	215,500	297,100	339,400	413,300	449,500	480,300		
	40	216,800	298,800	341,500	414,000	449,900	480,700		
	41	219,900	300,500	343,300	414,700	450,200	481,000		
	42	221,600	302,200	345,300	415,400	450,500	481,300		
	43	223,500	303,800	347,300	416,000	450,800	481,600		
	44	225,200	305,500	349,300	416,400	451,100	481,800		
	45	226,400	307,200	351,200	416,800	451,300	482,000		
	46	227,900	308,900	353,100	417,100	451,500			
	47	229,700	310,600	354,900	417,300	451,700			
	48	231,500	312,300	356,800	417,500	451,900			
	49	232,500	313,500	358,500	417,700	452,100			
	50	234,300	315,100	360,000	417,900	452,300			
	51	235,900	316,700	361,500	418,100	452,500			
	52	237,500	318,300	363,000	418,300	452,700			

53	238,800	319,900	364,300	418,500	452,900
54	240,100	321,500	365,400	418,700	453,100
55	241,400	323,100	366,500	418,900	453,300
56	243,000	324,600	367,600	419,100	453,500
57	243,900	326,000	368,500	419,300	453,700
58	245,100	327,200	369,600	419,500	
59	246,400	328,400	370,700	419,700	
60	247,600	329,400	371,800	419,900	
61	248,500	330,100	372,600	420,100	
62	249,500	331,000	373,300	420,300	
63	250,300	331,900	373,900	420,500	
64	251,400	332,700	374,600	420,700	
65	252,100	333,300	374,900	420,900	
66	253,200	334,000	375,600	421,100	
67	254,300	334,800	376,300	421,300	
68	255,500	335,600	377,000	421,500	
69	256,200	336,300	377,300	421,700	
70	257,400	337,000	378,000	421,900	
71	258,400	337,700	378,700	422,100	
72	259,700	338,400	379,400	422,300	
73	260,500	338,700	380,000	422,500	
74	261,600	339,300	380,700		
75	262,700	339,900	381,400		
76	263,900	340,500	382,100		
77	264,700	340,800	382,300		
78	265,900	341,300	382,700		
79	267,200	341,800	383,000		
80	268,500	342,300	383,300		
81	269,600	342,700	383,600		
82	270,800	343,200	383,900		
83	272,000	343,600	384,200		
84	273,100	344,100	384,500		
85	274,000	344,300	384,900		
86	275,200	344,800	385,200		
87	276,400	345,200	385,600		
88	277,600	345,700	386,000		
89	278,600	346,000	386,200		
90	279,700	346,500	386,400		
91	280,800	347,000	386,600		
92	281,900	347,500	386,800		
93	282,900	347,700	387,000		
94	283,900	347,900	387,200		
95	284,900	348,400	387,400		
96	285,800	348,900	387,600		
97	286,600	349,100	387,800		
98	287,500	349,500	388,000		
99	288,400	349,900	388,200		
100	289,300	350,100	388,400		
101	290,200	350,300	388,600		
102	291,000	350,500			
103	291,800	350,700			
104	292,600	350,900			
105	293,200	351,200			
106	293,700	351,400			
107	294,200	351,600			
108	294,500	351,800			

109	294,700	352,000						
110	295,000	352,200						
111	295,300	352,400						
112	295,500	352,600						
113	295,700	352,800						
114	296,100							
115	296,500							
116	296,900							
117	297,100							
118	297,400							
119	297,700							
120	298,000							
121	298,300							
122	298,700							
123	299,100							
124	299,300							
125	299,500							
126	299,900							
127	300,100							
128	300,300							
129	300,500							
130	300,700							
131	300,900							
132	301,100							
133	301,300							
134	301,500							
135	301,700							
136	301,900							
137	302,100							
138	302,300							
139	302,500							
140	302,700							
141	302,900							
142	303,100							
143	303,300							
144	303,500							
145	303,700							
146	303,900							
147	304,100							
148	304,300							
149	304,500							
150	304,700							
151	304,900							
152	305,100							
153	305,300							
154	305,500							
155	305,700							
156	305,900							
157	306,100							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
備考	216,300	245,400	269,100	295,800	365,000	381,700	398,500	451,700

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,300	292,000	342,700	401,900
	2	165,400	294,300	344,700	405,000
	3	166,600	296,400	346,500	407,900
	4	167,700	298,600	348,400	411,000
	5	168,800	300,400	350,000	413,800
	6	170,100	302,800	352,200	416,700
	7	171,400	305,400	354,300	419,600
	8	172,700	307,800	356,400	422,400
	9	173,800	309,600	358,400	425,100
	10	175,500	312,100	360,300	427,900
	11	177,100	314,600	362,300	430,800
	12	178,700	317,100	364,400	433,700
	13	180,100	319,400	366,400	436,600
	14	182,000	321,900	368,200	439,500
	15	183,900	324,300	370,100	442,400
	16	185,700	326,700	372,000	445,300
	17	187,300	328,700	373,700	448,200
	18	189,400	330,700	375,900	451,100
	19	191,400	332,700	378,100	454,000
	20	193,400	334,700	380,200	456,800
	21	195,400	336,600	382,200	459,700
	22	197,800	338,800	384,400	462,400
	23	199,900	341,000	386,600	465,100
	24	202,100	343,100	388,800	467,800
	25	204,100	345,200	390,800	470,500
	26	206,100	346,900	392,800	473,100
	27	208,000	348,800	394,700	475,600
	28	209,800	350,600	396,600	478,200
	29	221,500	352,600	398,500	480,600
	30	222,900	354,200	400,500	483,000
	31	224,400	355,800	402,400	485,400
	32	225,800	357,300	404,300	487,800
	33	227,200	358,700	406,200	490,100
	34	228,800	360,400	408,000	492,500
	35	231,200	362,100	409,800	494,900
	36	233,600	363,600	411,600	497,300
	37	235,800	365,100	413,500	499,800
	38	238,400	366,600	415,100	502,100
	39	240,800	368,100	416,700	504,300
	40	243,200	369,600	418,300	506,600
	41	244,500	371,000	419,900	509,100
	42	247,500	372,400	421,500	511,000
	43	250,400	373,900	423,100	512,700
	44	253,300	375,300	424,700	514,600
	45	255,700	376,700	426,300	516,300
	46	258,000	378,300	427,800	517,600
	47	260,400	379,900	429,400	518,700
	48	262,700	381,400	431,000	519,900
	49	264,600	382,600	432,100	521,200
	50	267,000	384,000	433,600	522,400
	51	269,500	385,500	435,100	523,400
	52	272,000	386,900	436,600	524,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	274,600	388,100	438,100	525,600
54	276,300	389,200	439,500	526,300
55	278,100	390,400	440,900	526,900
56	279,900	391,400	442,200	527,600
57	281,400	392,400	443,300	528,200
58	283,400	393,300	444,500	528,800
59	285,300	394,200	445,600	529,400
60	287,100	395,100	446,700	530,000
61	288,400	395,700	447,600	530,800
62	289,700	396,500	448,200	531,400
63	291,100	397,300	448,800	532,000
64	292,500	398,100	449,400	532,600
65	293,200	398,600	449,800	533,400
66	294,000	399,400	450,300	534,000
67	294,700	400,200	450,700	534,700
68	295,500	401,000	451,200	535,500
69	296,000	401,700	451,400	536,400
70	296,900	402,400	451,800	537,100
71	297,700	403,100	452,200	537,800
72	298,600	403,800	452,600	538,500
73	299,300	404,300	452,800	539,300
74	300,300	404,900	453,000	
75	301,200	405,500	453,300	
76	302,200	406,100	453,600	
77	302,900	406,700	453,800	
78	304,100	406,900	454,100	
79	305,200	407,100	454,500	
80	306,400	407,400	454,900	
81	307,300	407,600	455,100	
82	308,300	407,900		
83	309,300	408,200		
84	310,300	408,600		
85	311,200	408,900		
86	312,200	409,100		
87	313,100	409,300		
88	314,100	409,500		
89	315,000	409,700		
90	316,100	410,000		
91	317,100	410,300		
92	318,100	410,500		
93	319,200	410,800		
94	320,300	411,100		
95	321,300	411,400		
96	322,400	411,700		
97	323,300	411,900		
98	324,300	412,200		
99	325,400	412,500		
100	326,500	412,800		
101	327,500	413,000		
102	328,500			
103	329,500			
104	330,500			
105	331,500			
106	332,300			
107	333,100			
108	333,800			

109	334,400			
110	334,800			
111	335,200			
112	335,600			
113	335,800			
114	336,200			
115	336,800			
116	337,400			
117	337,700			
118	338,100			
119	338,500			
120	339,000			
121	339,500			
122	340,000			
123	340,500			
124	341,000			
125	341,400			
126	341,900			
127	342,300			
128	342,800			
129	343,400			
130	343,900			
131	344,400			
132	344,900			
133	345,200			
134	345,700			
135	346,100			
136	346,600			
137	347,000			
138	347,500			
139	348,000			
140	348,500			
141	349,100			
142	349,500			
143	349,900			
144	350,200			
145	350,600			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	263,800	289,600	333,100	393,300

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	271,800	359,900	418,500	586,700	621,400
	2	274,300	362,800	421,000		
	3	276,800	365,700	423,400		
	4	279,300	368,600	425,900		
	5	281,600	370,100	427,400		
	6	284,300	373,300	429,900		
	7	287,200	376,400	432,600		
	8	289,800	379,400	434,900		
	9	293,100	381,800	436,600		
	10	296,500	384,600	439,000		
	11	301,100	386,900	441,400		
	12	305,700	389,300	443,600		
	13	309,900	391,500	445,300		
	14	314,500	394,600	447,500		
	15	319,300	397,700	449,800		
	16	324,000	400,800	451,900		
	17	327,300	403,200	453,500		
	18	331,600	405,700	456,000		
	19	335,800	408,000	458,300		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	20	340,100	410,300	460,700		
	21	344,000	411,900	463,000		
	22	347,600	414,200	465,300		
	23	351,000	416,600	467,700		
	24	354,500	418,800	470,100		
	25	356,900	420,300	472,400		
	26	359,600	422,200	474,600		
	27	362,200	424,000	476,900		
	28	364,800	425,800	479,000		
	29	367,100	427,700	481,200		
	30	368,800	429,500	483,700		
	31	370,500	431,400	486,200		
	32	372,100	433,100	488,600		
	33	373,400	434,600	491,000		
	34	375,200	436,700	493,200		
	35	377,000	438,700	495,500		
	36	378,700	440,700	497,800		
	37	379,900	442,600	500,200		
	38	381,700	444,600	501,900		
	39	383,500	446,600	503,700		
	40	385,300	448,600	505,500		
	41	386,200	450,500	507,300		
	42	387,100	452,300	509,100		
	43	388,000	454,000	510,800		
	44	388,900	455,700	512,600		
	45	389,700	457,500	514,300		
	46	390,600	459,400	516,100		
	47	391,400	461,300	517,900		
	48	392,200	463,200	519,700		
	49	392,800	465,500	521,700		
	50	393,300	467,500	523,000		
	51	393,800	469,500	524,300		
	52	394,300	471,400	525,600		

	53	394,700	473,400	526,900		
	54	395,500	474,900	528,200		
	55	396,200	476,300	529,500		
	56	397,000	477,600	530,800		
	57	397,700	478,800	531,900		
	58	398,400	480,200	532,800		
	59	399,000	481,600	533,700		
	60	399,700	482,800	534,600		
	61	400,300	483,900	535,300		
	62	400,600	484,800	535,900		
	63	400,800	485,700	536,600		
	64	401,000	486,600	537,200		
	65	401,200	487,400	537,900		
	66		488,100	538,600		
	67		488,800	539,400		
	68		489,500	540,200		
	69		490,200	541,100		
	70		490,900	541,800		
	71		491,600	542,500		
	72		492,300	543,200		
	73		492,700	543,700		
	74		493,300	544,200		
	75		493,900	544,500		
	76		494,500	544,800		
	77		494,900	545,200		
	78		495,500	545,800		
	79		496,100	546,300		
	80		496,700	546,800		
	81		497,200	547,200		
	82		497,800	547,800		
	83		498,400	548,400		
	84		499,000	549,000		
	85		499,200	549,200		
	86		499,400	549,500		
	87		499,600	549,800		
	88		499,800	550,100		
	89		500,000	550,400		
	90		500,200			
	91		500,400			
	92		500,600			
	93		500,800			
	94		501,000			
	95		501,200			
	96		501,400			
	97		501,600			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		302,800	346,100	402,400	477,600	580,400

備考

この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,200	259,400	289,800	336,200	384,200
	2	169,600	260,500	291,700	338,400	386,900
	3	171,000	261,700	293,600	340,600	389,600
	4	172,400	262,600	295,400	342,800	392,200
	5	173,600	263,100	297,200	344,900	394,800
	6	175,400	264,300	299,200	347,300	397,500
	7	177,100	265,400	301,200	349,700	400,200
	8	178,800	266,300	303,000	352,000	402,900
	9	180,400	266,900	304,800	354,100	405,500
	10	182,000	268,000	307,000	356,400	407,800
	11	183,600	269,100	309,200	358,600	410,200
	12	185,100	270,000	311,400	360,900	412,500
	13	186,400	270,500	313,600	362,900	414,400
	14	188,200	272,000	315,700	365,100	416,500
	15	190,000	273,500	317,800	367,400	418,500
	16	191,800	274,900	319,900	369,600	420,600
	17	193,500	276,200	321,900	371,500	422,400
	18	195,300	277,700	323,900	374,000	424,400
	19	197,000	279,300	325,900	376,400	426,400
	20	198,700	280,700	328,000	378,700	428,500
	21	200,500	281,900	330,100	380,900	430,300
	22	201,900	283,500	332,100	383,200	431,900
	23	203,200	285,000	334,000	385,400	433,300
	24	204,500	286,500	336,000	387,600	434,900
	25	209,800	288,100	338,200	389,400	436,500
	26	210,400	289,900	340,200	391,300	437,800
	27	211,200	291,700	342,100	392,900	439,100
	28	211,900	293,400	344,100	394,600	440,400
	29	212,800	295,000	345,900	396,300	441,600
	30	214,000	296,800	347,800	397,900	442,600
	31	215,800	298,600	349,600	399,600	443,600
	32	217,500	300,400	351,500	401,200	444,600
	33	218,900	302,000	353,300	402,700	445,600
	34	220,600	303,700	355,200	404,000	446,600
	35	222,300	305,400	357,000	405,200	447,600
	36	223,900	307,000	358,900	406,500	448,400
	37	224,600	308,500	360,800	407,400	449,100
	38	226,100	310,200	362,400	408,600	449,500
	39	227,700	311,900	364,100	409,800	449,900
	40	229,200	313,600	365,700	411,000	450,200
	41	230,400	315,100	366,900	411,900	450,400
	42	231,600	316,800	368,100	412,700	450,600
	43	233,000	318,500	369,300	413,500	450,800
	44	234,300	320,200	370,500	414,300	451,000
	45	235,000	321,400	371,600	414,800	451,200
	46	236,400	323,000	372,700	415,400	451,400
	47	237,800	324,500	373,800	416,000	451,600
	48	239,200	326,100	374,900	416,500	451,800
	49	240,400	327,600	376,000	416,700	452,000
	50	241,600	328,900	377,000	416,900	452,200
	51	242,800	330,200	378,000	417,100	452,400
	52	243,900	331,500	379,000	417,300	452,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	244,800	332,500	379,700	417,500	452,800
54	246,000	333,600	380,600	417,800	
55	247,100	334,700	381,500	418,000	
56	248,100	335,600	382,400	418,200	
57	248,800	336,200	382,900	418,400	
58	249,900	337,100	383,700	418,600	
59	251,000	338,000	384,500	418,800	
60	252,000	338,800	385,300	419,000	
61	252,700	339,300	385,800	419,200	
62	253,800	339,900	386,500	419,400	
63	254,900	340,600	387,200	419,600	
64	255,900	341,300	387,900	419,900	
65	256,800	341,800	388,500	420,100	
66	258,000	342,500	389,200	420,400	
67	259,200	343,200	389,800	420,600	
68	260,300	343,900	390,300	420,800	
69	261,400	344,400	390,500	421,000	
70	262,600	345,000	390,900	421,200	
71	263,700	345,600	391,200	421,400	
72	264,700	346,200	391,500	421,600	
73	265,600	346,500	391,900	421,800	
74	266,900	347,100	392,300		
75	268,200	347,700	392,600		
76	269,500	348,300	392,900		
77	270,400	348,500	393,200		
78	271,600	349,000	393,600		
79	272,800	349,500	394,100		
80	273,900	350,000	394,500		
81	274,700	350,200	394,700		
82	275,900	350,600	395,000		
83	277,100	351,000	395,300		
84	278,300	351,300	395,600		
85	279,200	351,500	395,900		
86	280,300	351,900	396,200		
87	281,400	352,300	396,500		
88	282,500	352,700	396,800		
89	283,500	353,200	397,100		
90	284,500	353,600	397,400		
91	285,600	354,000	397,700		
92	286,700	354,300	398,000		
93	287,600	354,500	398,300		
94	288,400	354,800	398,500		
95	289,200	355,100	398,700		
96	290,000	355,300	398,900		
97	290,700	355,500	399,100		
98	291,300	355,700			
99	291,900	355,900			
100	292,500	356,100			
101	293,000	356,300			
102	293,500	356,500			
103	294,000	356,700			
104	294,400	356,900			
105	294,600	357,100			
106	294,800				
107	295,000				
108	295,200				

109	295,500				
110	295,700				
111	295,900				
112	296,100				
113	296,300				
114	296,500				
115	296,700				
116	296,900				
117	297,100				
118	297,300				
119	297,500				
120	297,700				
121	297,900				
122	298,100				
123	298,300				
124	298,500				
125	298,700				
126	298,900				
127	299,100				
128	299,300				
129	299,500				
130	299,700				
131	299,900				
132	300,100				
133	300,300				
134	300,500				
135	300,700				
136	300,900				
137	301,100				
138	301,300				
139	301,500				
140	301,700				
141	301,900				
142	302,100				
143	302,300				
144	302,500				
145	302,700				
146	302,900				
147	303,100				
148	303,300				
149	303,500				
150	303,700				
151	303,900				
152	304,100				
153	304,300				
154	304,500				
155	304,700				
156	304,900				
157	305,100				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	216,500	249,100	276,800	330,100	373,200

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,800	251,900	273,100	296,000	339,500
	2	185,200	253,600	273,600	297,700	341,800
	3	186,700	255,300	274,200	299,400	344,100
	4	188,100	256,900	274,800	301,000	346,400
	5	189,500	258,400	275,500	302,400	348,500
	6	191,000	259,400	276,100	304,000	350,800
	7	192,500	260,400	277,000	305,700	353,100
	8	194,000	261,400	277,700	307,400	355,400
	9	195,200	261,800	278,600	309,100	357,600
	10	196,800	262,800	279,600	310,800	359,600
	11	198,300	263,900	280,700	312,600	361,500
	12	199,700	265,100	281,900	314,400	363,500
	13	200,900	266,000	282,800	316,100	365,500
	14	202,800	266,500	284,100	317,900	367,600
	15	204,600	267,100	285,500	319,700	369,700
	16	206,500	267,700	286,700	321,500	371,800
	17	218,000	268,200	287,700	323,300	373,900
	18	220,400	268,700	288,900	324,900	375,900
	19	222,500	269,400	290,100	326,500	377,800
	20	224,700	270,000	291,300	328,200	379,900
	21	227,000	270,700	292,600	329,800	381,900
	22	228,300	271,500	293,900	331,500	384,000
	23	229,400	272,400	295,300	333,200	385,900
	24	230,600	273,300	296,600	335,000	388,000
	25	231,800	274,000	297,700	336,800	389,900
	26	232,300	275,200	299,300	338,600	391,800
	27	233,000	276,400	301,000	340,200	393,500
	28	233,400	277,500	302,700	341,900	395,300
	29	234,200	278,400	304,300	343,500	397,100
	30	234,800	279,600	306,000	345,200	399,000
	31	236,300	280,800	307,700	346,900	400,900
	32	237,800	282,000	309,300	348,700	402,700
	33	239,200	283,100	310,700	350,500	404,400
	34	240,800	284,400	312,300	352,400	406,100
	35	242,400	285,600	313,700	354,200	407,900
	36	244,100	286,700	315,200	356,000	409,700
	37	244,700	287,700	316,700	357,800	411,400
	38	246,300	289,000	318,300	359,500	413,200
	39	247,900	290,200	319,900	361,200	415,000
	40	249,600	291,500	321,500	362,900	416,800
	41	251,200	292,900	323,000	364,400	418,400
	42	252,300	294,200	324,500	365,800	419,900
	43	253,200	295,700	326,000	367,300	421,500
	44	254,300	297,200	327,500	368,900	423,100
	45	254,800	298,500	328,700	370,400	424,200
	46	255,900	299,900	330,100	371,700	425,400
	47	256,900	301,200	331,600	373,100	426,600
	48	257,900	302,500	333,100	374,500	427,800
	49	259,000	303,600	334,400	375,900	429,000
	50	259,500	305,000	335,800	377,300	430,200
	51	260,000	306,400	337,200	378,600	431,400
	52	260,500	307,800	338,600	379,900	432,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	261,200	309,200	340,100	381,300	433,600
54	261,800	310,500	341,400	382,500	434,600
55	262,400	311,800	342,800	383,700	435,600
56	263,000	313,100	344,200	384,900	436,500
57	263,600	314,400	345,100	386,000	437,300
58	264,500	315,800	346,400	387,000	438,000
59	265,400	317,200	347,600	388,000	438,700
60	266,300	318,600	348,800	389,000	439,300
61	266,900	319,800	349,800	389,800	439,800
62	268,000	321,000	351,000	390,500	440,300
63	269,000	322,300	352,200	391,200	440,800
64	269,900	323,600	353,400	391,700	441,200
65	270,700	324,800	354,600	392,100	441,500
66	271,900	326,000	355,800	392,400	441,900
67	273,100	327,300	357,000	392,800	442,300
68	274,200	328,500	358,200	393,200	442,600
69	275,200	329,400	359,000	393,500	442,900
70	276,600	330,500	360,100	393,800	
71	277,900	331,500	361,200	394,200	
72	279,100	332,500	362,300	394,600	
73	280,200	333,500	363,100	394,900	
74	281,500	334,600	364,200	395,200	
75	282,800	335,700	365,200	395,500	
76	284,100	336,900	366,300	395,800	
77	285,400	337,900	367,200	396,000	
78	286,800	339,100	368,000	396,200	
79	288,100	340,300	368,800	396,400	
80	289,400	341,500	369,600	396,600	
81	290,600	342,600	370,400	396,800	
82	291,900	343,700	370,800	397,000	
83	293,200	344,800	371,300	397,200	
84	294,600	345,900	371,800	397,400	
85	295,800	346,900	372,200	397,600	
86	297,200	347,900	372,600	397,800	
87	298,600	348,900	373,000	398,000	
88	300,000	349,900	373,400	398,200	
89	301,500	350,700	373,800	398,400	
90	302,800	351,400	374,100	398,600	
91	304,000	352,200	374,400	398,800	
92	305,300	353,000	374,700	399,000	
93	306,300	353,700	374,900	399,200	
94	307,600	354,300	375,200	399,400	
95	308,900	354,900	375,400	399,600	
96	310,200	355,500	375,600	399,800	
97	311,200	355,900	375,800	400,000	
98	312,400	356,400	376,000		
99	313,600	356,800	376,200		
100	314,800	357,300	376,400		
101	316,000	357,800	376,600		
102	317,200	358,100	376,800		
103	318,400	358,500	377,000		
104	319,400	358,900	377,200		
105	320,200	359,400	377,400		
106	320,900	359,800	377,600		
107	321,500	360,200	377,800		
108	322,200	360,600	378,000		

109	322,700	360,900	378,200		
110	323,400	361,300	378,400		
111	324,000	361,700	378,600		
112	324,600	362,100	378,800		
113	325,000	362,400	379,000		
114	325,500	362,700			
115	326,000	363,000			
116	326,500	363,300			
117	327,000	363,600			
118	327,500	363,900			
119	328,000	364,200			
120	328,500	364,500			
121	328,900	364,800			
122	329,300	365,100			
123	329,600	365,300			
124	329,900	365,500			
125	330,100	365,700			
126	330,400				
127	330,700				
128	331,000				
129	331,400				
130	331,700				
131	332,000				
132	332,300				
133	332,500				
134	332,800				
135	333,100				
136	333,400				
137	333,600				
138	333,900				
139	334,200				
140	334,500				
141	334,700				
142	335,000				
143	335,300				
144	335,600				
145	335,900				
146	336,200				
147	336,500				
148	336,800				
149	337,100				
150	337,300				
151	337,500				
152	337,700				
153	337,900				
154	338,100				
155	338,300				
156	338,500				
157	338,700				
158	338,900				
159	339,100				
160	339,300				
161	339,500				
162	339,700				
163	339,900				
164	340,100				
165	340,300				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	261,200	268,000	278,500	295,200	332,900

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,300	210,300	284,400	406,000	478,000
	2	179,800	213,100	286,400	407,800	479,500
	3	181,300	215,600	288,600	409,400	481,000
	4	182,800	218,100	290,800	410,900	482,500
	5	184,500	220,900	292,700	412,400	483,900
	6	186,400	222,500	294,700	413,900	484,700
	7	188,200	223,800	297,000	415,400	485,500
	8	190,000	225,400	299,200	416,900	486,200
	9	191,700	227,000	300,900	418,300	487,100
	10	193,700	227,800	303,300	419,700	487,900
	11	195,700	228,600	305,600	421,200	488,700
	12	197,500	229,400	308,000	422,700	489,500
	13	199,200	230,400	309,700	424,100	490,100
	14	201,300	231,600	312,200	425,700	490,900
	15	203,300	233,700	314,600	427,300	491,700
	16	205,400	235,700	317,000	428,900	492,500
	17	207,400	237,200	319,000	430,500	493,400
	18	210,000	239,300	321,400	432,000	494,200
	19	212,300	241,300	323,800	433,600	494,800
	20	214,600	243,200	326,200	435,200	495,400
	21	217,000	244,200	328,400	436,800	496,000
	22	218,600	246,800	330,500	438,400	496,600
	23	220,000	249,600	332,800	440,000	497,200
	24	221,600	252,300	334,900	441,500	497,800
	25	222,900	255,000	336,800	443,000	498,400
	26	223,700	257,600	339,100	444,300	499,000
	27	224,500	260,000	341,300	445,600	499,600
	28	225,300	262,400	343,500	446,900	500,200
	29	225,900	264,000	345,500	448,300	500,800
	30	226,900	266,300	347,700	449,500	
	31	228,700	268,900	349,800	450,600	
	32	230,500	271,500	352,000	451,800	
	33	231,900	274,000	354,000	453,100	
	34	233,800	276,000	356,200	454,300	
	35	235,700	278,000	358,300	455,700	
	36	237,500	280,000	360,500	457,200	
	37	238,200	282,100	362,600	458,600	
	38	239,800	284,000	364,900	460,100	
	39	241,600	286,100	367,200	461,600	
	40	243,400	288,100	369,400	463,100	
	41	245,100	289,800	371,600	464,500	
	42	246,400	292,100	373,800	465,400	
	43	247,600	294,400	376,000	466,300	
	44	248,900	296,700	378,200	467,200	
	45	249,500	298,400	380,200	467,800	
	46	250,800	300,700	382,400	468,700	
	47	252,300	303,000	384,500	469,600	
	48	253,800	305,100	386,600	470,300	
	49	255,100	306,800	388,600	470,800	
	50	256,200	309,200	390,700	471,300	
	51	257,200	311,600	392,700	471,800	
	52	258,200	313,900	394,700	472,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	259,000	315,800	396,700	472,700
54	260,200	318,000	398,600	473,300
55	261,300	320,400	400,400	473,700
56	262,400	322,600	402,200	474,100
57	263,100	324,500	403,800	474,400
58	264,200	326,800	405,100	474,800
59	265,300	329,100	406,400	475,200
60	266,300	331,300	407,700	475,600
61	267,200	333,400	409,000	476,000
62	268,400	335,600	410,300	
63	269,500	337,700	411,700	
64	270,600	339,800	413,100	
65	271,500	341,900	414,500	
66	272,800	344,100	415,900	
67	274,100	346,300	417,200	
68	275,400	348,500	418,600	
69	276,300	350,500	420,000	
70	277,400	352,900	421,400	
71	278,600	355,200	422,800	
72	279,800	357,500	424,200	
73	280,600	359,600	425,400	
74	281,900	361,900	426,800	
75	283,200	364,000	428,200	
76	284,400	366,200	429,600	
77	285,500	368,100	430,800	
78	286,600	370,300	431,900	
79	287,700	372,300	433,100	
80	288,700	374,500	434,200	
81	289,700	376,600	435,200	
82	290,800	378,600	435,900	
83	291,900	380,500	436,600	
84	293,000	382,300	437,300	
85	294,100	384,300	437,900	
86	295,300	386,000	438,600	
87	296,500	387,600	439,300	
88	297,700	389,200	440,000	
89	298,700	390,500	440,500	
90	299,900	391,800	441,100	
91	301,100	393,100	441,700	
92	302,300	394,400	442,300	
93	302,900	395,800	442,800	
94	304,100	397,000	443,000	
95	305,300	398,300	443,200	
96	306,500	399,600	443,400	
97	307,500	401,100	443,600	
98	308,600	402,300	443,800	
99	309,700	403,500	444,000	
100	310,800	404,800	444,200	
101	311,500	406,000	444,400	
102	312,600	407,100	444,600	
103	313,600	408,200	444,800	
104	314,600	409,300	445,000	
105	315,300	410,200	445,200	
106	316,100	411,300	445,400	
107	316,900	412,400	445,600	
108	317,700	413,500	445,800	

109	318,200	414,300	446,000
110	318,700	415,100	
111	319,300	416,000	
112	319,900	416,800	
113	320,500	417,500	
114	321,000	418,000	
115	321,500	418,400	
116	322,000	418,700	
117	322,400	418,900	
118	322,900	419,300	
119	323,400	419,700	
120	323,900	420,100	
121	324,300	420,500	
122	324,800	420,700	
123	325,200	420,900	
124	325,600	421,200	
125	326,100	421,500	
126	326,500	421,700	
127	326,900	421,900	
128	327,100	422,100	
129	327,300	422,300	
130	327,500	422,500	
131	327,700	422,700	
132	327,900	422,900	
133	328,100	423,100	
134	328,300	423,300	
135	328,500	423,500	
136	328,700	423,700	
137	328,900	423,900	
138	329,100	424,100	
139	329,300	424,300	
140	329,500	424,500	
141	329,700	424,700	
142	329,900	424,900	
143	330,100	425,100	
144	330,300	425,300	
145	330,500	425,500	
146	330,700	425,700	
147	330,900	425,900	
148	331,100	426,100	
149	331,300	426,300	
150	331,500		
151	331,700		
152	331,900		
153	332,100		
154	332,300		
155	332,500		
156	332,700		
157	332,900		
158	333,100		
159	333,300		
160	333,500		
161	333,700		
162	333,900		
163	334,100		
164	334,300		

	165	334,500				
	166	334,700				
	167	334,900				
	168	335,100				
	169	335,300				
定年前任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		236,500	280,100	309,700	338,500	425,100

備考

- この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,300	194,300	284,400	386,700	443,400
	2	179,800	196,300	286,400	388,500	444,400
	3	181,300	198,400	288,600	390,300	445,400
	4	182,800	200,400	290,800	392,000	446,600
	5	184,500	202,100	292,700	393,600	447,600
	6	186,400	204,200	294,700	395,400	448,500
	7	188,200	206,200	297,000	397,200	449,300
	8	190,000	208,300	299,200	399,100	450,200
	9	191,700	210,300	300,900	400,900	451,300
	10	193,700	213,100	303,300	402,600	452,100
	11	195,700	215,600	305,600	404,300	452,900
	12	197,500	218,100	308,000	405,900	453,800
	13	199,200	220,900	309,700	407,300	454,600
	14	201,300	222,500	312,200	408,500	455,300
	15	203,300	223,800	314,600	409,700	456,000
	16	205,400	225,400	317,000	410,900	456,600
	17	207,400	227,000	319,000	412,500	457,100
	18	210,000	227,800	321,400	413,700	457,800
	19	212,300	228,600	323,800	415,000	458,500
	20	214,600	229,400	326,200	416,300	459,200
	21	217,000	230,400	328,400	417,200	459,700
	22	218,600	231,600	330,500	418,600	460,400
	23	220,000	233,700	332,800	420,000	461,100
	24	221,600	235,700	334,900	421,400	461,800
	25	222,900	237,200	336,800	422,400	462,400
	26	223,600	239,300	339,100	423,600	463,100
	27	224,300	241,300	341,300	424,800	463,800
	28	225,000	243,200	343,500	426,000	464,500
	29	225,800	244,200	345,500	426,800	465,000
	30	226,900	246,800	347,700	428,000	465,700
	31	228,700	249,600	349,800	429,200	466,400
	32	230,500	252,300	352,000	430,400	467,100
	33	231,800	255,000	353,700	431,300	467,700
	34	233,600	257,600	355,600	431,900	468,400
	35	235,400	260,000	357,400	432,500	469,100
	36	237,000	262,400	359,300	433,100	469,800
	37	237,700	264,000	361,200	433,700	470,300
	38	239,300	266,300	363,000	434,300	
	39	240,900	268,900	364,700	434,900	
	40	242,500	271,500	366,500	435,500	
	41	244,100	274,000	368,300	435,900	
	42	245,400	276,000	370,000	436,400	
	43	246,600	278,000	371,600	436,900	
	44	247,900	280,000	373,300	437,400	
	45	248,500	282,100	374,900	437,800	
	46	249,900	284,000	376,500	438,100	
	47	251,400	286,100	378,100	438,400	
	48	252,900	288,100	379,800	438,700	
	49	254,100	289,800	381,500	439,100	
	50	255,300	292,100	383,000	439,400	
	51	256,400	294,400	384,400	439,700	
	52	257,300	296,700	385,900	440,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	258,000	298,400	387,500	440,200
54	259,200	300,700	388,800	440,500
55	260,300	303,000	390,100	440,800
56	261,400	305,100	391,500	441,100
57	262,200	306,800	392,700	441,400
58	263,200	309,200	393,800	441,700
59	264,100	311,600	394,900	442,000
60	265,000	313,900	396,100	442,300
61	265,900	315,800	397,100	442,600
62	267,000	318,000	398,200	442,800
63	268,000	320,400	399,300	443,000
64	269,000	322,600	400,400	443,200
65	269,700	324,500	401,400	443,400
66	270,900	326,800	402,600	443,600
67	272,100	329,100	403,800	443,800
68	273,300	331,300	405,000	444,000
69	274,400	333,400	406,000	444,200
70	275,500	335,600	407,100	444,400
71	276,700	337,700	408,200	444,600
72	277,900	339,800	409,300	444,800
73	278,600	341,900	410,100	445,000
74	279,800	344,100	411,100	
75	281,000	346,300	412,100	
76	282,200	348,500	413,100	
77	283,400	350,400	414,000	
78	284,500	352,200	414,800	
79	285,500	354,000	415,600	
80	286,500	355,900	416,400	
81	287,500	357,700	417,100	
82	288,600	359,500	417,800	
83	289,700	361,100	418,500	
84	290,800	362,900	419,200	
85	291,600	364,400	419,800	
86	292,600	366,100	420,200	
87	293,600	367,700	420,600	
88	294,600	369,400	421,000	
89	295,400	371,100	421,400	
90	296,300	372,500	421,700	
91	297,200	373,800	422,000	
92	298,100	375,200	422,300	
93	298,500	376,800	422,700	
94	299,300	378,100	423,000	
95	300,100	379,400	423,300	
96	300,900	380,700	423,600	
97	301,800	381,800	423,800	
98	302,600	382,600	424,000	
99	303,400	383,500	424,200	
100	304,200	384,400	424,400	
101	305,000	385,500	424,600	
102	305,500	386,500	424,800	
103	306,000	387,500	425,000	
104	306,400	388,500	425,200	
105	306,600	389,400	425,400	
106	306,800	390,400	425,600	
107	307,100	391,300	425,800	
108	307,300	392,300	426,000	

109	307,500	393,100	426,200		
110	307,800	394,100	426,400		
111	308,000	395,100	426,600		
112	308,300	396,100	426,800		
113	308,500	396,700	427,000		
114	308,800	397,600			
115	309,100	398,500			
116	309,400	399,400			
117	309,600	400,300			
118	309,900	401,100			
119	310,200	401,900			
120	310,400	402,700			
121	310,600	403,500			
122	310,800	404,300			
123	311,000	405,000			
124	311,200	405,800			
125	311,400	406,100			
126	311,600	406,500			
127	311,800	407,100			
128	312,000	407,400			
129	312,200	407,900			
130	312,400	408,300			
131	312,600	408,900			
132	312,800	409,300			
133	313,000	409,600			
134	313,200	410,000			
135	313,400	410,400			
136	313,600	410,800			
137	313,800	411,200			
138	314,000	411,600			
139	314,200	412,000			
140	314,400	412,400			
141	314,600	412,800			
142	314,800	413,100			
143	315,000	413,400			
144	315,200	413,700			
145	315,400	413,900			
146	315,600	414,200			
147	315,800	414,500			
148	316,000	414,800			
149	316,200	415,100			
150	316,400	415,300			
151	316,600	415,500			
152	316,800	415,700			
153	317,000	415,900			
154	317,200	416,100			
155	317,400	416,300			
156	317,600	416,500			
157	317,800	416,700			
158		416,900			
159		417,100			
160		417,300			
161		417,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	227,700	277,300	305,000	332,100	414,800

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,000	228,600	249,500	287,200	327,800	389,700	432,400	438,000
	2	190,700	230,600	250,700	287,800	329,800	392,100	434,300	439,800
	3	192,500	232,600	252,900	288,800	331,700	394,500	436,000	441,500
	4	194,200	234,600	254,900	289,600	333,600	396,700	437,800	443,300
	5	195,700	235,900	256,100	290,700	335,400	398,800	439,100	444,800
	6	197,600	236,800	257,800	291,700	337,400	401,100	440,700	446,500
	7	199,400	238,000	259,500	292,900	339,600	403,300	442,300	448,100
	8	201,300	239,000	261,200	293,900	341,800	405,600	444,100	449,900
	9	202,600	240,700	261,900	295,200	344,000	407,800	445,500	451,200
	10	204,200	241,800	263,600	296,700	346,200	410,100	447,200	452,900
	11	205,800	244,000	265,200	298,100	348,400	412,400	448,600	454,500
	12	207,500	245,900	267,100	299,300	350,500	414,600	450,300	456,200
	13	209,300	247,100	268,400	300,100	352,800	416,600	451,500	457,200
	14	211,300	248,800	269,500	302,100	355,100	418,700	453,300	458,600
	15	213,300	250,600	270,800	303,800	357,300	420,800	455,100	460,200
	16	215,300	252,400	272,000	305,800	359,400	422,800	456,800	462,000
	17	217,200	253,000	272,600	307,600	361,500	424,600	458,300	463,300
	18	219,500	254,800	274,000	309,600	363,800	426,400	460,100	465,000
	19	221,800	256,500	275,400	311,500	366,100	428,100	461,900	466,700
	20	224,200	258,200	276,600	313,400	368,400	429,700	463,600	468,500
	21	226,200	259,600	277,700	315,000	370,700	431,300	465,000	470,000
	22	228,000	260,500	278,500	317,000	373,000	432,700	466,700	471,600
	23	229,700	261,500	279,400	319,000	375,200	434,100	468,300	473,200
	24	231,500	262,300	280,100	321,000	377,500	435,500	470,000	474,800
	25	232,600	262,700	281,000	322,600	379,700	437,000	471,300	476,100
	26	233,300	263,900	282,100	324,800	382,100	438,600	472,700	477,500
	27	234,300	265,000	283,200	327,000	384,400	440,200	474,100	478,800
	28	235,100	265,900	284,500	329,300	386,700	441,800	475,500	480,200
	29	236,700	266,500	285,600	331,200	388,700	443,000	476,500	481,400
	30	237,900	267,300	286,900	333,400	391,100	444,700	477,100	482,100
	31	240,200	267,900	288,100	335,700	393,400	446,400	477,600	482,800
	32	242,400	268,500	289,300	337,900	395,700	448,100	478,200	483,500
	33	244,500	269,300	290,000	339,900	397,700	449,400	478,600	483,800
	34	246,100	270,100	291,700	342,000	399,900	451,000	479,200	484,500
	35	247,900	271,000	293,300	344,100	402,100	452,500	479,700	485,200
	36	249,600	271,800	295,000	346,000	404,300	453,700	480,200	485,800
	37	250,300	272,600	296,800	348,100	406,200	454,800	480,600	486,200
	38	252,100	273,500	298,400	350,200	408,300	455,300	481,100	486,900
	39	253,700	274,300	300,000	352,300	410,500	455,700	481,600	487,600
	40	255,400	275,200	301,500	354,400	412,700	456,100	482,100	488,300
	41	256,700	275,700	302,700	356,500	414,300	456,300	482,300	488,800
	42	257,900	277,000	304,300	358,600	416,000	456,700	482,700	489,500
	43	259,100	278,100	305,800	360,500	417,600	457,100	483,200	489,900
	44	260,200	279,300	307,300	362,500	419,300	457,500	483,600	490,200
	45	260,600	280,100	308,700	364,600	421,000	457,900	483,800	490,400
	46	261,500	281,400	310,400	366,700	422,500	458,300	484,300	490,700
	47	262,500	282,700	312,100	368,800	424,000	458,700	484,800	491,000
	48	263,300	284,000	313,800	370,700	425,600	459,100	485,300	491,300
	49	264,100	285,200	315,500	372,600	427,100	459,500	485,700	491,700
	50	264,900	286,500	317,300	374,700	428,500	459,800	486,000	492,000
	51	265,700	287,800	319,000	376,700	430,000	460,100	486,300	492,300
52	266,200	289,100	320,600	378,700	431,500	460,400	486,600	492,600	

53	266,800	290,100	322,200	380,700	433,000	460,700	486,900	492,900
54	267,800	291,700	323,900	382,800	434,300	461,000	487,200	493,200
55	268,700	293,200	325,600	384,900	435,500	461,300	487,500	493,500
56	269,500	294,900	327,300	386,800	436,800	461,600	487,800	493,800
57	270,100	296,200	328,800	388,600	437,800	461,900	488,100	494,100
58	271,200	297,900	330,500	390,400	438,600	462,200	488,400	494,400
59	272,100	299,500	332,200	392,100	439,200	462,500	488,700	494,700
60	272,800	301,200	333,900	393,800	440,000	462,700	489,000	495,000
61	273,300	302,600	335,400	395,200	440,400	463,000	489,300	495,300
62	274,500	304,300	337,100	396,200	440,800	463,300		
63	275,700	305,900	338,900	397,300	441,100	463,600		
64	276,900	307,600	340,700	398,400	441,400	463,900		
65	277,700	308,900	342,000	399,500	441,600	464,200		
66	279,000	310,600	343,700	400,500	441,900	464,500		
67	280,200	312,200	345,400	401,600	442,200	464,800		
68	281,400	313,900	347,100	402,700	442,500	465,100		
69	282,400	315,300	348,700	403,800	442,800	465,400		
70	283,700	316,700	350,300	404,600	443,100	465,700		
71	285,000	318,100	352,000	405,400	443,400	466,000		
72	286,200	319,600	353,700	406,200	443,700	466,300		
73	287,000	320,700	355,200	406,700	444,000	466,600		
74	288,300	322,400	356,700	407,400	444,300			
75	289,500	324,000	358,200	408,000	444,600			
76	290,900	325,600	359,700	408,700	444,900			
77	292,300	327,300	361,100	409,100	445,200			
78	293,700	329,000	362,600	409,800	445,500			
79	295,200	330,700	364,100	410,500	445,800			
80	296,600	332,400	365,500	411,200	446,100			
81	297,800	334,000	366,600	411,500	446,400			
82	299,100	335,600	368,000	412,000	446,700			
83	300,500	337,200	369,400	412,500	447,000			
84	301,900	338,900	370,700	413,100	447,300			
85	302,800	340,500	371,900	413,600	447,500			
86	304,300	342,100	372,900	413,900	447,800			
87	305,700	343,700	374,000	414,200	448,100			
88	307,200	345,300	375,200	414,500	448,400			
89	308,700	346,400	376,200	414,700	448,700			
90	310,100	347,800	377,400	415,000	449,000			
91	311,500	349,100	378,600	415,300	449,300			
92	312,800	350,400	379,700	415,600	449,600			
93	314,200	351,600	381,000	415,900	449,900			
94	315,600	353,100	381,500	416,200	450,200			
95	317,100	354,500	382,000	416,500	450,500			
96	318,600	355,800	382,600	416,800	450,800			
97	320,000	357,100	383,100	417,000	451,100			
98	321,500	358,300	383,600	417,400	451,400			
99	323,000	359,500	384,200	417,800	451,700			
100	324,400	360,700	384,800	418,200	452,000			
101	325,600	361,900	385,200	418,500	452,300			
102	326,900	363,000	385,700	418,900				
103	328,300	364,100	386,200	419,300				
104	329,700	365,200	386,700	419,700				
105	331,200	366,300	386,900	420,000				
106	332,600	366,800	387,500	420,400				
107	333,900	367,400	388,100	420,800				
108	335,100	368,000	388,700	421,200				

109	336,200	368,600	389,200	421,700				
110	337,400	369,200	389,700	422,000				
111	338,600	369,800	390,100	422,300				
112	339,800	370,400	390,600	422,600				
113	340,800	370,600	391,000	422,900				
114	341,900	371,200	391,400	423,100				
115	343,000	371,800	391,800	423,400				
116	344,100	372,400	392,100	423,700				
117	345,000	372,700	392,400	424,000				
118	345,800	373,300	392,600	424,300				
119	346,800	373,800	392,800	424,600				
120	347,800	374,300	393,200	424,900				
121	348,800	374,500	393,500	425,200				
122	349,700	374,900	393,900					
123	350,500	375,400	394,300					
124	351,300	375,900	394,700					
125	352,200	376,200	395,000					
126	352,700	376,600	395,400					
127	353,100	377,000	395,800					
128	353,500	377,400	396,200					
129	353,700	377,700	396,400					
130	353,900	377,900	396,800					
131	354,300	378,200	397,200					
132	354,700	378,500	397,600					
133	355,000	378,700	397,900					
134	355,300	378,900	398,300					
135	355,600	379,200	398,700					
136	355,900	379,500	399,000					
137	356,200	379,700	399,300					
138	356,600	380,000	399,700					
139	357,000	380,400	400,100					
140	357,300	380,800	400,500					
141	357,800	381,000	400,800					
142	358,000	381,300	401,200					
143	358,400	381,700	401,600					
144	358,600	382,100	402,000					
145	358,800	382,300	402,300					
146	359,000							
147	359,300							
148	359,600							
149	359,800							
150	360,200							
151	360,600							
152	361,000							
153	361,200							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	252,800	265,200	277,900	294,600	311,300	350,600	386,500	419,500

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
1	726,000 円
2	783,000
3	842,000
4	921,000
5	993,000
6	1,064,000
7	1,139,000
8	1,208,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第2

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
1	404,000 円
2	467,000
3	532,000
4	614,000
5	716,000
6	818,000

同条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
1	337,000 円
2	373,000
3	401,000

別記第3

一般職の任期付職員の採用等に関する条例
第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
1	385,000 円
2	431,000
3	485,000
4	550,000
5	626,000
6	731,000
7	858,000

第3 意見

本府を取り巻く社会情勢が大きく変動している中で、行政に求められる役割は一層大きくなってきている。このような状況のもと、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し、活力ある社会を築いていくためには、府政を担う公務組織において有為の人材を確保し、長期的な視野を持って体系的・計画的に育成するとともに、職員一人ひとりがやりがいを持ち、その能力を十分に発揮できる職場環境を整えることが不可欠となる。

生産年齢人口の減少による労働力不足が進み、公民の人材確保競争が激化している中、新規学卒者をはじめ、民間企業等における経験を有する者など、時代のニーズに対応できる有為の人材を継続的に確保するためには、給与勧告を通じて適正な処遇を確保し、働きやすい職場環境づくりにより公務職場の魅力を高めるとともに、志望者の増加に向けた採用試験のあり方について、不断の検討が必要である。

また、人材の育成は、組織パフォーマンスの向上にとって、必要不可欠な要素である。人材の育成にあたっては、組織理念を明確化したうえで、人材育成の基本方針を共有し、トップマネジメントのもと、管理職やグループ長（以下「管理職等」という。）が中心となって、推進することが重要である。

さらに、働きやすい職場環境は、職員がその能力を最大限に発揮し、組織力の向上を図るために不可欠である。とりわけ、長時間労働の是正は、職員の健康確保やワーク・ライフ・バランスの観点から引き続き重要な課題といえる。

加えて、職員の多様なニーズに対応した柔軟な働き方ができる職場環境づくりや職員が心身ともに健康的な働き方ができる職場環境づくりが求められる。特に、健康面においては、職員の休職の原因の多くの割合を占めている心の健康問題への取組みが重要となる。あわせて、個々人の尊重に立脚したハラスメントを生じさせない職場づくりが必要である。

本委員会は、上記の基本認識のもと、人事・給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

1 給与勧告の意義とあるべき給与

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の給与勧告は労働基本権制約の代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものである。給与勧告を通じて適正な処遇を確保することは、職員の士気の向上や有為の人材確保等により、公務能率の確保にも資するものである。

地方公共団体は、職員の給与をはじめとする勤務条件について、社会一般の諸情勢に適応させるべく措置を講ずる義務を負っているところ、人事委員会の給与勧告は、当該講ずべき措置の根拠となるものである（地方公務員法第14条第1項、第2項）。かかる給与勧告の意義を踏まえ、知事及び議会におかれては、適切に対応されることを求める。

また、管理職手当の減額措置は、条例に時限を定めて実施されているものであるが、その時限は平成9年度から繰り返し延長されており、こうした人事委員会勧告に基づかない減額措置の解消について、繰り返し意見を述べてきたところである。これに関し、令和2年度より管理職手当の特例減額を適用する職員の範囲を部長級及び次長級に限定する見直しが行われたが、残る特例減額についても、解消するよう求める。

非常勤職員については、有効求人倍率が上昇し人材獲得競争が厳しさを増す中で、安定的に人材を確保するため、適正な処遇を図ることが求められている。

総務省は、国における取扱いを踏まえ、各自治体に対し非常勤職員の報酬改定時期について、給与が増額される場合、4月に遡及して改定される常勤職員の取扱いに準じた改定を基本とすることや、勤勉手当を適切に支給することなどについて助言を行っている。

任命権者においては、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、適切に対応されることを求める。

また、厳しさを増す人材の確保の状況、定年引上げを見据えたキャリアの多様化・長期化、働く環境の変化などを踏まえ、人材確保に向けた給与のあり方、能力・実績や職責の給与への適切な反映のあり方など、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備していく必要がある。

人事院においては、公務員人事管理に関する報告の中で、より職務や個人の能力・実績に応じた給与体系とするための「給与制度のアップデート」の骨格案を示し、「新卒初任給の引上げ」や「係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準の引上げ」、「本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し」等に言及している。

本府の「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」（本年8月25日大阪府戦略本部会議決定）においても、職員のモチベーション向上や人材確保に資するよう初任給水準の引上げや職務・職責に応じた給与体系の推進（部長級シングルレートの見直しや級間の重なり縮小等）について検討されているところである。

上記の「給与制度のアップデート」と「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」における給与制度の見直しの方向性は概ね一致しており、本委員会としても、その動向を注視しながら、今後、適時、適切に意見を申し述べる所存である。

2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み

(1) 人材の確保

民間企業の採用意欲は回復基調にあり、人材確保のため全体的に就職活動の日程の前倒しが顕著となっている。しかし、応募者数が少ない、内定辞退者が多い等の理由から採用目標数を充足できない企業も増加しており、厳しい採用環境が浮き彫りとなっている。

国家公務員や地方公務員についても、志望者は減少傾向にあり、人材の確保については厳しくなっている。こうした状況は、本府においても同様であり、特に、技術職や専門職種の確保が困難な状況が続いている。

そのため、本委員会では、受験者確保に向けて獣医師職等の専門職種の選考方法の見直し、土木職等の技術職種の年齢区分の見直しを行った。

また、知事のメッセージ動画の作成や大学低学年向け説明会の実施等、多様な情報発信に取り組んでいる。

任命権者においても、獣医師職について、選考日程の短縮による合格発表の早期化等の実施、土木職等の技術職種においても、デジタルサイネージ等を活用した新たな広報活動に取り組んでいる。

人材の確保に向けては、民間志望者を含め幅広い対象者に対し、公務への志望意欲の醸成、本府の魅力とやりがいを伝えていくことが必要である。本委員会においても、引き続き任命権者と連携して情報発信を行い、積極的な広報活動に取り組んでいく。

また、採用試験においても、民間企業や国、地方自治体の動向も踏まえ試験日程の前倒しや試験制度の見直し等の検討を行っていく。試験日程の前倒しをする場合、任命権者においては、最終合格者に対してより一層の辞退抑止に努める必要がある。

さらに、雇用の流動化が進む中、転職者のニーズに合った採用時期の柔軟化や民間人材等の新たな採用選考の創設などについても任命権者と検討していく。

(2) 人材の育成

ア 人材育成の重要性

本府の目的は、府民のために適正な公務執行を行うことであり、本府の職員はその目的を共有しうる、かけがえのない人的資源であることを改めて認識すべきである。そのうえで、組織を構成する職員の資質や能力の如何は、本府が組織として十分な成果を上げられるかどうかを左右するといつてよく、人材の育成は本府における組織パフォーマンスの向上にとって必要不可欠な要素である。

本府は、この「人材を活かし人材が育つ組織風土」を醸成することに注力すべきであり、職員の人材育成については、長期的視野をもって体系的・計画的に取り組んで行かなければならない。また、このことは育成の対象となる有為の人材を職員として獲得するためにも、必要な施策と言える。

イ 人材育成基本方針の共有

本府では、大阪府職員基本条例を「人材育成の基本方針」と位置づけ、各種人事施策を進めているが、本委員会は、組織理念を明らかにするとともに、これからの時代に求められる職員像や人材育成の基本的考え方を、人材マネジメントの切り口から明確化し、職員間で広く共有することを求めてきた。

任命権者においては、「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」を公表し、今年度中に方向性（案）として取りまとめ、順次具体化を進めるとのことである。この方向性（案）においては、めざす組織像・職員像を設定するとともに、その実現に向けて職員研修（Off-JT、OJT）の充実・強化などの取組みを進めることとしている。本委員会では、トップマネジメントのもと、めざす組織像・職員像を職員間で広く共有し、管理職等が中心となり人材マネジメントを効果的に推進されることを期待している。

ウ 人材育成を担う管理職等の育成

人材育成は、職員の各階層にわたって必要となるが、とりわけ管理職等には人材育成能力の向上が求められる。

近年、社会情勢が著しく変化する中、管理職等は、部下の職員が自らの能力を高め、自ら考え行動する人材に育つように、コミュニケーションスキルの習得と現場での実践を通じた人材マネジメントに取り組まなければならない。

管理職等が人材マネジメントの能力を強化することは、日常の業務管理を効率化し、OJTの実効性を高めることにもつながるのであり、人材の育成に成果をもたらすことになる。人材マネジメントを推進するうえで、管理職等の果たす役割は大きい。研修等を活用し、管理職等に必要なマネジメント能力に関する基礎知識を習得させるなど、管理職等の育成に引き続き取り組まれない。

エ 昇任意欲の醸成

職員が、管理職等責任ある立場においてより一層活躍できるよう、昇任意欲の醸成を図る必要がある。任命権者が実施したアンケート調査結果によれ

ば、女性職員について、仕事とプライベートの両立が困難といった家庭環境を理由に昇任を望まない傾向が見られる。女性職員のみならず、全ての職員の昇任意欲を醸成し、管理職等の育成につなげるためには、長時間労働の是正や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすくするなど、ワーク・ライフ・バランスのとれた働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。

オ 評価結果のフィードバックとキャリアの見える化

職員の意欲を引き出し、自発的な能力開発を促すには、評価結果や組織目標への貢献度を職員自身にフィードバックすることが効果的である。フィードバックは、評価等を伝えるだけではなく、評価に至った理由や、今後の課題を上司と部下が共有することで現状をしっかりと把握でき、人材育成や働きやすい職場環境の整備等に役立つことになる。

また、職員一人ひとりが将来に向けて明確なキャリアビジョンを持つことも重要である。職員が目指すべき自分の姿をイメージすることができれば、自身の現在の能力を自覚したうえで、不足する知識の獲得や必要な能力向上に努めることにつながり、組織力も向上する。職員が将来、組織で活躍するイメージや目標を持てるよう中長期的なキャリア形成イメージの見える化を図るため、キャリアシートの有効活用やキャリア教育の充実等、より積極的にキャリア形成支援を行う必要がある。

(3) 人事評価制度とその活用

本府の人事評価制度は、平成 25 年度から大阪府職員基本条例に基づき相対評価により実施されている。相対評価の実施から 10 年が経過し、任命権者において評価制度の見直しについて検討が進められている。前述の「組織・人事給与制度の今後の方向性(素案)」では、全職員の相対評価は継続したうえで、相対評価の区分及び割合等を見直すことを内容とする案が示されたところである。

本委員会では、これまで、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した現状の制度を見直すこと、あるいは下位評価区分の分

布割合の運用の柔軟化について早急に検討すべきであるとの意見を述べてきた。

人事評価は、職員が職務を遂行するにあたり、実績や能力を公正に評価するとともに、人材育成に活用することにより、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図るものであり、人材マネジメントの推進に大きな役割を果たすものである。今回の見直し案では、相対評価の評価区分の分布割合を見直すこととしているが、見直しの内容が執務意欲の向上という人事評価制度の意義に沿ったものとなるよう、本委員会としても引き続き注視していくこととする。

3 働きやすい職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正

本府では、平成 28 年 11 月に「大阪府庁版『働き方改革』」を取りまとめ、長時間労働の是正に取り組んできた。令和 4 年 1 月からパソコン一斉シャットダウンシステムが導入されるなど、職員の意識改革に向けた取組みが行われている。

令和 4 年度における時間外勤務の状況として、任命権者によれば、一般行政部門で上限規制対象外業務を除く時間外勤務が年間 360 時間を超える職員は 761 人存在し、約 2 割増加している状況にあり、月 80 時間を超える職員は延べ 410 人存在している。

学校現場においても、長時間労働の抑制や負担軽減の取組みが行われているが、令和 4 年度における年間時間外在校等時間が 360 時間を超える府立学校教育職員は 5,614 人存在し、全体の 4 割弱という状況である。

これまで長時間労働の是正に向けて様々な取組みを行ってきたが、依然として長時間労働が改善されておらず、実効性ある取組みを徹底して実施する必要がある。

長時間労働を是正するためには、労働時間の適切な把握、長時間労働の要因の整理・分析を行い、業務削減や効率化を図る必要がある。

このために、所属のマネジメントを担う管理職等の果たすべき役割は大きい。具体的には、部下との日々のコミュニケーションを通じて業務量や進捗状況を把握したうえで、部下の心身の健康への配慮、業務プロセスや分担の見直し、ひいては業務削減の検討等のチームマネジメントの推進が求められる。

また、管理職等のマネジメントだけではなく、直接業務を行う担当者自らが、業務の優先順位の整理、ICTを活用するなど、業務のあり方を見直すことも重要である。個々の意識改革を促すきっかけとなるような好事例の庁内共有等、担当者の業務効率化の推進に資するような取組みが求められる。

任命権者においては、長時間労働の要因の整理・分析を更に進める必要がある。そして、その結果を踏まえ、上限規制制度を厳格に運用し、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（平成7年大阪府人事委員会規則第2号）に定める年間360時間等の制限時間を超えることがないよう対策を実施すべきである。

なお、所属において、今後、時間外勤務縮減に向けた取組みが徹底されてもなお恒常的に上限時間を超えるような場合は、人員配置の見直しも視野に入れるべきである。

学校現場における働き方改革の推進については急務の課題であるが、教育委員会では、デジタル化による業務効率化を図ることはもちろん、部活動改革の一環として部活動指導員の積極的な活用が進められている。

これらは、教育職員の負担軽減につながるものと考えられることから、引き続き推進するとともに、学校現場がより働きやすい職場環境となるよう、更なる対策を講じ、長時間労働の是正に取り組まれない。

(2) 柔軟な働き方の更なる推進

働く「時間」や「場所」とらわれない柔軟な働き方の推進は、職員の能力発揮及びワーク・ライフ・バランスの実現により公務能率の向上につながるとともに、公務職場の魅力を高め、人材の確保にも資するものとする。

任命権者においては、フレックスタイム制度の導入や時差出勤の拡大とい

った勤務時間制度の柔軟化を進めるとともに、庁内外で使用可能な職員端末機へ令和5年度から順次更新する予定であるなど、テレワークの定着化を進めてきた。

前述の「組織・人事給与制度の今後の方向性（素案）」においては、テレワークの定着化に向けた取組み強化のほか、選択的週休3日制の導入、コアタイムの見直しといったフレックスタイム制度の拡充の検討が挙げられている。

テレワークの定着化に向けては、在宅勤務等の実施に係る光熱・水道費等の職員の負担を軽減する必要がある、本委員会は、前述のとおり、府域における民間企業の在宅勤務関連手当の支給状況等を踏まえ、在宅勤務等手当の新設を勧告したところである。

フレックスタイム制度の拡充については、当該制度の意義・役割を整理したうえで、職員の働き方のニーズや業務運営への支障の有無等を踏まえ検討する必要がある。

あわせて、勤務時間が異なっても職員間でタスク管理や情報共有、円滑なコミュニケーションを可能とする体制の整備なども検討し、業務効率の維持・向上を図る必要がある。

また、フレックスタイム制度が十分活用されるためには、申告・割振りの手続きや管理のシステム化を行い、効率化を図ることや、現行の時差出勤制度についてフレックスタイム制度を基本として整理することも将来的に検討していく必要がある。

そのほかにも、育児・介護をはじめとした職員のライフスタイルに対応できる休暇等の拡充について、国や他の地方公共団体との均衡を踏まえつつ具体化に向けて検討していく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策

本府の一般行政部門におけるメンタルヘルス不調（基本分類表（平成27年総務省告示第35号）における精神及び行動の障害）を要因とする休業者数（疾病により7日以上休業した職員の延べ人数）は、近年増加傾向にあり、特に20代までの若手職員の割合が増えている。

任命権者においては、「こころの健康づくりプログラム」を策定し、職場一体となったメンタルヘルス対策の推進を図るとともに、産業医や保健師による保健指導や健康相談の実施、管理職等のメンタルヘルス対策に関する意識や知識向上のためのメンタルヘルスセミナーの開催、ストレスチェック集団分析結果の職場環境の改善等への活用などの取組みを行っている。

また、若手職員のメンタルヘルス不調の増加傾向を踏まえ、新規採用者について入庁2か月後の状況を確認し必要に応じて保健師による面談を実施している。

こうした対策の効果は、短期間で現れるものではないため、関係者が連携して中長期的かつ計画的に取り組むことが重要であるほか、より効果的なものとなるよう改善を図る必要がある。

任命権者においては、引き続き「こころの健康づくりプログラム」に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、一定の期間を定め、その対策の効果指標や目標値を設定し、PDCAサイクルによる定期的な見直しを行うことが必要である。

(4) ハラスメントのない職場環境づくり

職場におけるハラスメントは、その言動を受ける職員の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境にも悪影響を及ぼし、ひいては公務能率の低下を招くものである。職員一人ひとりがその能力を発揮し、また、組織活力を向上させるには、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。

任命権者においては、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントについて、各ハラスメントの防止及び対応に関する指針のもと、職員への啓発、研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対策を講じている。

ハラスメントのない職場環境づくりには、ハラスメントを感じた職員や、被害を受けたと自覚した職員が相談をためらうことがないよう、より一層相談しやすい体制を整える必要がある。また、職員が無意識のうちにハラスメ

ントの加害者にならないよう、啓発を続けることも重要である。

任命権者においては、ハラスメントを生じさせない働きやすい職場環境づくりに向けて、更なる取組みが必要である。

なお、本委員会においても、職員総合相談センターの大手前庁舎での出張相談を実施するなど、相談者の利便性に配慮した相談体制の整備を進めていく。

結語

本年は、月例給において、職員給与水準が民間給与水準を4,491円下回っていることや民間における賞与等の支給状況を踏まえ、初任給・若年層に重点を置きつつ、全職員の給与を引き上げる勧告を行った。

本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれては、適切に対応されることを求めるものである。

なお、現在、任命権者において、組織・人事給与制度の今後の方向性について、検討を行っているところであるが、本委員会としては、従前から、人材確保や育成等の人事給与諸制度の改善、長時間労働の是正をはじめとする働きやすい職場環境の構築等について、意見を述べてきたところであり、任命権者においては、本委員会の意見も踏まえ、真摯な検討と取組みがなされることを期待するものである。